

## 2 区役所・市役所力の強化

事項	23年度を取組内容
<b>事項2-⑧ 区役所の体制整備と権限・機能の強化</b>	
<p>【趣旨・目的】 地域課題の解決に向けた活動を支援するとともに、さまざまな相談に対して地域に最も身近な区役所で迅速・的確な対応が行えるよう、区役所の体制と権限・機能の強化を行う。</p>	<p>ア 区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編</p> <p>イ 区裁量予算枠の拡大</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 区役所が地域活動支援や生活支援を的確に担うための体制として総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編する。</p> <p>イ 地域ニーズをできるだけ区政に反映させるため、各区の特性に応じた事業企画ができる予算枠を拡大する。</p> <p>ウ 地域防犯対策事業や子育て支援に関する事業など、より地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を局から区役所に移管する。</p> <p>エ 局が所管する地域に関わる事業について、区役所が区や校区等地域の地域ニーズや地域事情を反映するために主導的に関わることができる仕組みを導入する。</p>	<p>ウ 地域防犯対策事業、子育て支援に関する事業等の移管</p> <p>エ 局事業への区役所の関与の仕組みを導入</p>
<p>【成果目標】 ア 平成23年度に再編 イ 地域ニーズの区政への反映 ウ 地域の特性や区の実情に応じた事業展開 エ 平成23年度中に仕組みを導入</p>	<p>【業績目標】 同上</p>
<b>事項2-⑨ 局の地域・区役所支援の強化</b>	
<p>【趣旨・目的】 市役所全体で区役所と地域活動を総合的に支援し、区役所がよりよく地域活動支援と生活支援の役割を果たすことができるよう、局の地域・区役所支援を強化する。</p>	<p>ア 協働まちづくり室の設置、各局等への地域活動支援・協働推進窓口の整備</p> <p>イ 区役所と局の関係強化の仕組みの試行</p>
<p>【取組の考え方(戦略)】 ア 「区政会議」の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えるとともに、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進する市長直轄の協働まちづくり室を設置し、各局に地域活動支援・協働推進窓口を設けるなど、区役所の地域活動支援業務を局が支援する体制を整備する。</p> <p>イ 区役所・局の組織を越えた交流の促進と縦割りの解消を進めるとともに、区役所の繁忙期などにも円滑で効果的な応援体制がとれるよう、区役所と局の関係づくりによる区役所サポーターの仕組みなど、区役所と局の関係強化の仕組みを導入する。</p> <p>ウ 地域の中小企業をきめ細やかに支援するため、局への地域連携担当の配置や区役所への経営相談窓口の順次設置など、区役所と局との連携を強化するとともに、区役所と地域が協働して取り組む地域経済活性化の取組を弾力的に支援する仕組みを導入する。</p>	<p>ウ 地域経済活性化に向けた地域・区役所支援の体制の整備、仕組みの導入</p>
<p>【成果目標】 ア 平成23年度に組織体制を整備 イ 平成24年度に仕組みを導入 ウ 平成23年度中に支援体制を整備し、仕組みを導入</p>	<p>【業績目標】 ア、イ 同上 ウ ・区役所における経営相談対応の体制を整備</p>

24年3月末までの主な取組	業績目標の達成状況	戦略の進捗状況の評価	次年度以降の課題	課題への対応に向けた次年度以降の取組の方向性と取組内容
<p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所の内部組織を総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課に再編。(4月)</li> <li>全区に地域担当を統括する職員を配置し体制強化。(24担当係長)</li> </ul> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区裁量予算枠の拡大に向けた検討。</li> </ul> <p>ウ・エ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性や区の実情に応じた展開ができる事業を、局から区役所に移管するために、区役所が局の事業に関わることができる仕組みについて検討。</li> </ul>	<p>①</p>	<p>すべての取組について進捗は図られたが、基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、区予算については区長へ移譲される決定権を踏まえて、平成25年度から、各区の特性と実情に応じた区の予算案を区長が取りまとめられるよう、制度設計、仕組みづくりを行うという方向で取り組むことになった。</p>	<p>新たな考え方に基づき、予算をこれまでの局主体の編成から区役所主体の編成に変更するなどして、区長権限を強化することが必要である。</p>	<p>区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくりなどについて、区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとしての取り組みを進めていく。</p>
<p>ア、イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協働まちづくり室の設置。(4月) (設置目的:区政会議の意見その他区役所からの提案・要請に対して市役所全体で応えようととも、地域に関わる本市施策や協働に関わる本市施策を総合的に推進)</li> </ul> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済局に地域連携グループを配置。(4月)</li> <li>地域経済活力創造制度の創設。(14区で19事業を実施)</li> <li>地域や区役所による地域経済活性化に向けた活動を支援。(区役所に対する提案・サポート活動:198回)</li> <li>区役所における経営相談の実施。(6月より順次実施、年度末時点で24区中20区で実施)</li> </ul>	<p>①</p>	<p>協働まちづくり室の設置、各局等への「地域と区役所を支援する窓口」の設置、区役所における経営相談の実施、区役所による地域経済活性化に向けた活動の支援などの取組を行うことができた。</p>	<p>基礎自治に関する施策・事業については区長が決定権限を有し、局は区長の補助組織とするという新たな方向性が示されたことから、これまでの行政運営システムを変革していく必要がある。</p>	<p>局が区長の補助組織として有効に機能し、基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近な区長の決定権により実施されるよう、区長会議などと連携しながら、区長支援タスクフォースとしての取り組みを進めていく。</p>